

昭和五十五年政令第五十六号

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令

内閣は、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第五条第一項第一号へに規定する政令で定める施設）

第一条 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（以下「法」という。）第五条第一項第一号へに規定する政令で定める施設は、農業用排水施設、農業用道路及び林道とする。

（法第五条第一項第二号に規定する政令で定める事業）

第二条 法第五条第一項第二号に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一 簡易水道事業の用に供する水道施設の整備に関する事業
 二 農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。以下同じ。）における良好な生活環境を確保するための施設等の整備に関する事業
 三 農業振興地域における効率的かつ安定的な農業経営を育成するための施設等の整備に関する事業
 （国の負担割合の特例の対象となる事業の範囲）

第三条 法第五条第一項の特定事業として政令で定める事業は、次に掲げる事業のうち、再度災害を防止するため災害復旧事業に合併して行う事業で当該事業に要する経費の総額が千万円未満のもの及び維持修繕に係る事業以外の事業とする。

一 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第二条第一項に規定する道路で次に掲げるものに関する事業のうち道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和三十四年政令第十七号）第一条第一項各号に掲げる事業（県道又は村道に関する事業にあつては、同項第二号及び第五号に掲げる事業並びに同令第二条第四項に規定する少額改築及び同条第五項に規定する特例舗装）以外の事業

イ 一般国道

ロ 道路法第五十六条の規定による国土交通大臣の指定を受けた県道

ハ ロに掲げるもののほか、資源の開発、産業の振興その他国の施策上特に整備を行う必要があると認められる県道又は村道

二 下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に関する事業

三 都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園の新設又は改築に関する事業

四 義務教育諸学校の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）第二条第一項に規定する義務教育諸学校の建物の新築、増築、改築又は改造に関する事業

五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する幼稚園の建物の新築、増築若しくは改築又は設備の整備に関する事業

六 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第一項に規定する一般廃棄物処理施設の設置に関する事業

七 児童福祉法（昭和二十四年法律第九十四号）第七条第一項に規定する保育所の施設の整備に関する事業

八 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第二条第二項に規定する土地改良事業（以下「土地改良事業」という。）のうち次に掲げる事業

イ 土地改良法第二条第二項第一号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業（土地改良法施行令（昭和二十四年政令第二百九十五号）第七十八条第一項第七号に規定する土地改良事業であつて農林水産大臣の定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）又は特定地域土地改良整備事業（同令第五十条第八項に規定する特定地域土地改良整備計画に従つて行われる土地改良事業をいう。以下同じ。）として行われる農業用排水施設及び農業用道路に係る事業並びに前条第二号に掲げる事業と併せて行われる農業用排水施設及び農業用道路に係る事業であつて当該事業に係る土地改良事業計画が農村基盤整備計画（同令別表第五の一の項に規定する農村基盤整備計画をいう。以下同じ。）に即しているもの

ロ 土地改良法第二条第二号及び第三号に掲げる事業のうち、団体営農業生産基盤整備事業として行われる事業（同項第二号に掲げるものに限る。）、特定地域土地改良整備事業として行われる事業及び前条第二号に掲げる事業と併せて行われる事業であつて当該事業に係る土地改良事業計画が農村基盤整備計画に即しているもの

ハ 土地改良法第二条第二項第七号に掲げる事業のうち特定地域土地改良整備事業として行われる事業（同項第二号に掲げるものに限る。）、特定地域土地改良整備事業として行われる事業

九 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第九十九条に規定する林道の開設に関する事業

十 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第三項に規定する簡易水道事業の用に供する水道施設の新設又は増設に関する事業

十一 前条第二号に掲げる事業（農業用排水の水質保全等を目的として設けられる集落から排出される汚水の処理のための施設の整備に関する事業以外の事業にあつては、農村基盤整備計画に即して行われるものに限る。）

十二 前条第三号に掲げる事業であつて明日香村が奈良県知事の認定を受けて定める効率的かつ安定的な農業経営を育成するための施設等の整備に関する計画に即して行われるもの

（国が通常の負担割合を超えて負担し又は補助することとなる額の交付）

第四条 特定事業（法第五条第一項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）について同項の規定により国が通常の負担割合を超えて当該年度の負担又は補助をすることとなる場合には、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、当該特定事業に係るその超える部分の額を当該年度の翌年度に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合には、当該年度の翌々年度に交付することができるものとする。

（国の負担又は補助の割合の特例）

第五条 法第五条第三項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。

（国の負担又は補助の割合の特例）

（国が通常の負担割合を超えて負担し又は補助することとなる額の交付）

第四条 特定事業（法第五条第一項に規定する特定事業をいう。以下同じ。）について同項の規定により国が通常の負担割合を超えて当該年度の負担又は補助をすることとなる場合には、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいう。）は、当該特定事業に係るその超える部分の額を当該年度の翌年度に交付するものとする。ただし、特別の理由によりやむを得ない事情があると認められる場合には、当該年度の翌々年度に交付することができるものとする。

（国の負担又は補助の割合の特例）

第五条 法第五条第三項に規定する道路の改築の事業で政令で定めるものは、次の各号に掲げる事業とし、同項に規定する政令で定める割合は、それぞれ当該各号に定める割合とする。

は、十分の五・五(二)とあるのは「十分の六」と、「割合は十分の五・二五(建設大臣が行うものにあつては、十分の五・五(二)とあるのは「率は十分の五・二五(半島振興法第十条)に規定する道路の改築に係るものにあつては、十分の五・五(二)とあるのは「率は十分の六」とする。」(平成元年七月七日前に着手した土地改良事業に係る平成五年度以降の特例)

第四条 法第四条第五項に規定する明日香村整備計画に基づく土地改良事業に係る経費に対する国の補助の割合については、土地改良法施行令の一部を改正する政令附則第三条第十三項の規定は、適用しない。

(国の無利子貸付けへの準用)

第五条 国が日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項の規定に基づき、同項第二号に該当する事業に要する費用に充てる資金を無利子で貸し付ける場合においては、第四条の規定を準用する。この場合において、同条中「特定事業(法第五条第一項に規定する特定事業をいう。以下同じ。)」について同項とあるのは「明日香村が国又は奈良県から負担金又は補助金の交付を受けて特定事業を行ったとしたならば、当該特定事業について法第五条第一項」と、「場合には、特定事業」とあるのは「場合において、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第八十六号)第二条第一項の規定に基づき、国が当該事業について国の当該負担又は補助に相当する額の無利子の貸付けを行うこととなるときは、当該事業」と、「当該特定事業」とあるのは「当該事業」と、「部分の額」とあるのは「部分の額に相当する当該貸付けの額」と、「交付する」とあるのは「貸し付ける」と読み替えるものとする。

附 則 (昭和六〇年五月一八日政令第一三五号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令附則第二項並びに明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令附則第二条及び第三条の規定は、昭和六十年年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに同年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和五十九年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十年年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和五十九年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十年年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六一年五月八日政令第一五六号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の規定は、昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十一年度及び昭和六十二年年度。以下同じ。)の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度(昭和六十一年度及び昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年年度。以下同じ。)以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十一年度から昭和六十三年度までの各年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十一年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年三月三十一日政令第九九号)

(施行期日)

1 この政令は、昭和六十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の規定は、昭和六十二年及び昭和六十三年(昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十二年年度。以下同じ。)の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)並びに昭和六十二年及び昭和六十三年年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十四年度(昭和六十二年年度の特例に係るものにあつては、昭和六十三年年度。以下同じ。)以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助及び昭和六十二年及び昭和六十三年年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十四年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき昭和六十二年年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十一年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で昭和六十二年年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (昭和六二年九月一日政令第三〇三号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年四月一〇日政令第一一〇号)

(施行期日)

1 この政令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の規定は、平成元年度及び平成二年度の予算に係る国の負担又は補助(昭和六十三年年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く)、平成元年度及び平成二年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成元年度及び平成二年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、昭和六十三年年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成元年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び昭和六十三年年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成元年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成元年七月七日政令第二二六号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。
(経過措置)

第三条

2 次に掲げる規定は、施行日以後にその工事に着手した土地改良事業(法第二百二十六条の規定により国が補助するものに限る。以下この項において同じ。)について適用し、施行日前にその工事に着手した土地改良事業については、なお従前の例による。
一及び二 略

三 附則第八条の規定による改正後の明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令(昭和五十五年政令第五十六号) 附則第三条第一項
附 則 (平成三年三月三〇日政令第一〇〇号)

(施行期日)
1 この政令は、平成三年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の規定は、平成三年度及び平成四年度の予算に係る国の負担又は補助(平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く)、平成三年度及び平成四年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされる国の負担又は補助並びに平成三年度及び平成四年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されるものについて適用し、平成二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成二年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成三年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成三年一〇月一四日政令第三二二号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、平成三年十一月一日から施行する。ただし、第一条の規定(土地改良法施行令第五十条の二の四の改正規定を除く。)及び第二条中農用地整備公団法施行令附則第十一条第一項の改正規定並びに附則第三条、第四条及び第六条から第八条までの規定は、平成四年四月一日から施行する。

附 則 (平成四年四月一〇日政令第一四五号)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成四年七月一五五政令第二四七号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成五年三月三一日政令第九三三号) 抄
1 この政令は、平成五年四月一日から施行する。

附 則 (平成五年三月三一日政令第九七号) 抄
(施行期日)

1 この政令は、平成五年四月一日から施行する。
(経過措置)
2 改正後の古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法施行令及び明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令の規定は、平成五年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成四年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成五年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成四年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成五年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成五年一〇月二〇日政令第三三八号) 抄
(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成六年七月八日政令第二二七号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成七年六月一四日政令第二四一号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成九年一〇月八日政令第三一〇号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一〇年五月二〇日政令第一七四号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一二二年三月三一日政令第一九一号)

1 この政令は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条及び第三条の規定は、平成十二年度予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、平成十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成一二二年六月七日政令第三一二号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日(平成十三年一月六日)から施行する。

附 則 (平成一五年三月三一日政令第一六三号)

この政令は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年四月一日政令第二二二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成一七年一〇月二六日政令第三二七号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、平成十八年四月一日から施行する。

(首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令等の一部改正に伴う経過措置)

2 第十九条及び第二十二條から第二十五條までの規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の負担若しくは補助(平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)又は交付金の交付について適用し、平成十七年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成十八年度以降の年度に支出される国の負担又は補助、平成十七年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成十八年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助及び平成十七年度以前の年度の歳出予算に係る国の負担又は補助で平成十八年度以降の年度に繰り越されたものについては、なお従前の例による。

一 略

二 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令

附 則 (平成一八年九月二六日政令第三二〇号)

この政令は、障害者自立支援法の一部の施行の日(平成十八年十月一日)から施行する。

附 則 (平成一九年四月一日政令第一四三号) 抄

(施行期日)
第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二〇年五月二三日政令第一七六号) 抄

1 (施行期日)
この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二二年三月三一日政令第八三号) 抄

(施行期日)
 第一条 この政令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十一年四月三〇日政令第一三〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

(国の負担又は補助に関する経過措置)

第二条 第一条、第五条、第六条、第八条、第九条、第十二条及び第十四条から第十六条までの規定による改正後の次に掲げる政令の規定は、平成二十一年度以降の年度の予算に係る国の負担又は補助(平成二十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助を除く。)について適用し、平成二十年度以前の年度の予算に係る国の負担又は補助で平成二十一年以降の年度に繰り越されたもの及び平成二十年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十一年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担又は補助については、なお従前の例による。

一から六まで 略

七 明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令第三条

附 則 (平成二十二年四月一日政令第九八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十三年二月二十六日政令第四二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二十四年四月六日政令第一二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十七年四月一〇日政令第二〇六号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二十九年三月三一日政令第八九号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則 (令和二年二月九日政令第三四三号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年二月二日政令第三七〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。